

○長門市地域見守り活動「まめかいねネットワーク」事業実施要綱

(平成 26 年 11 月 19 日要綱第 38 号)

改正 平成 31 年 3 月 22 日要綱第 7 号 令和元年 11 月 27 日要綱第 12 号

令和 3 年 3 月 31 日要綱第 27 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が、地域の住民と日常的に関わりをもっている事業者(以下「事業者」という。)の協力を得て、高齢者及び障害者等(以下「高齢者等」という。)の見守りを行い、当該高齢者等が地域から孤立することを防止するとともに、当該高齢者等の異変を早期に発見して必要な支援を行うこと(以下「事業」という。)により、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守り活動 高齢者等への声かけ及び当該高齢者等の居宅外からの安否確認等をいう。
- (2) まめかいねネットワーク 市と事業者との協定に基づく見守り活動の通称をいう(以下「まめネット」という。)
- (3) 協力事業者 地域見守り活動「まめネット」事業協力事業者申出書(別記様式第 1 号。以下「申出書」という。)により事業の趣旨に賛同する旨を申し出た事業者であって、市と地域見守り活動「まめネット」協定書(別記様式第 2 号。以下「協定書」という。)を取り交わし、地域見守り活動「まめネット」登録台帳(別記様式第 3 号。以下「登録台帳」という。)に登録されたものをいう。

(事業主体)

第 3 条 この事業の実施主体は市とする。

(市の活動)

第 4 条 市は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 事業者にも事業への協力を依頼し、又は公募することによって見守り体制の拡充を図ること。
- (2) 関係機関、関係事業者その他の関係団体とのネットワークを構築し、発見・通報から支援に至るまでの連携を図ること。

- (3) 事業の趣旨に賛同し申出書を提出した事業者と協定書を取り交わし、登録台帳に登録するとともに、当該事業者を市ホームページ等において公表すること。

(事業者の参画要件等)

第5条 事業に参画する事業者は、市内において業務を行い、日常、その業務を誠実に遂行し、社会的に信用度が高く、協力事業者としてふさわしい信頼性を保っているものでなければならない。

2 次の各号に掲げる事業者等は協力事業者として登録できないものとする。

- (1) 各種法令に違反している事業者
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に定める暴力団であるもの、その他反社会的団体又はそれらと密接な関係を有すると認めるに足りうる相当の理由のある事業者
(3) その他、市が協力事業者として不適切と認める事業者

3 市長は、協定書締結後、協力事業者が第1項に規定する要件に該当しなくなった場合は、協定を解除することができる。

(協力事業者の活動)

第6条 協力事業者は、事業の趣旨を従事者に周知し、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 日常の業務の中で無理のない範囲において、さりげない見守り活動を行うこと。
(2) 高齢者等の異変を察知した場合には、長門市地域見守り活動「まめネット」連絡票(別記様式第4号。以下「連絡票」という。)に基づき、市にその状況を連絡すること。ただし、緊急時等必要なときには、消防署又は警察署に通報を行い、その後市にその状況を連絡票に基づき連絡すること。

(協力事業者の守秘義務)

第7条 協力事業者は、事業により知り得た情報を他に漏らし、又は事業以外の目的に利用してはならない。協力事業者でなくなった後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 19 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日要綱第 7 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 27 日要綱第 12 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日要綱第 27 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、
当分の間、使用することが出来る。

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

協力事業者申出書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 2 条関係)

協定書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 2 条関係)

登録台帳

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 6 条関係)

連絡票

[別紙参照]

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

地域見守り活動「まめネット」事業協力事業者申出書

長門市長

事 業 者

住 所 〒

代表者役職・氏名

長門市地域見守り活動「まめネット」事業について、長門市地域見守り活動「まめかいねネットワーク」事業実施要綱の内容を理解した上で、事業の趣旨に賛同し、協力事業者として参画いたします。

事 業 者	
住 所	〒
代表者役職・氏名	
事 業 内 容	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
担 当 者	

長門市地域見守り活動「まめネット」協定書

長門市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、長門市地域見守り活動「まめネット」活動事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 1 この協定は、甲が、地域の住民と日常的に関わりをもっている乙の協力を得て、市内に居住する高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）の見守りを行い、乙が、高齢者等の異変を発見した場合には、その情報を甲又は関係機関に連絡してもらうことにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境づくりを推進することを目的とする。

（協力事業者の活動）

- 2 乙は、協力事業者として、次に掲げる活動を行うものとする。
 - （1） 日常の業務の中で無理のない範囲において、高齢者等へのさりげない見守りを行う。
 - （2） 高齢者等の異変を察知した場合には、甲にその状況を連絡する。ただし、緊急時等必要なときには、消防署又は警察署に通報を行う。

（守秘義務）

- 3 乙は、事業により知り得た情報を他に漏らし、又は事業以外の目的に利用してはならない。協力事業者でなくなった後も同様とする。

（免責事項）

- 4 乙は、事業の実施にあたり、甲及び第三者に対して責任を負わないこととする。

（有効期間）

- 5 本協定の有効期間は、締結日から直近の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

以上の協定締結の証として、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 長門市
長門市長



乙 （住所）

（事業者・代表者役職・氏名）



ご連絡の際は
 「地域見守り活動 まめネットです」
 と最初にお伝えください。

【宛先】長門市 課

F A X - -

T E L 開庁時間（平日8：30～17：15） - -

閉庁時間（上記以外） 0837-22-2111（宿

直）

長門市地域見守り活動「まめネット」連絡票

見 守 り	連絡者	事業者名	
		責任者氏名	
		T E L	
		F A X	
活 動 者 記 載 欄	異変確認日時	年 月 日 時 分頃	
	対象者の氏名 （わかる範囲で）		
	住 所		
	電 話 番 号 等 （わかる範囲で）		
	異 変 の 状 況		
	そ の 他 補 足 説 明		
	連絡方法及び 連絡日時	TEL・FAX 年 月 日 時 分	
市対応者の職・氏名 （電話連絡の場合）			

長 門 市 記 載 欄	対 応 日 時	年 月 日 時 分
	対 応 者	
	対 応 状 況	